

マイナンバー（共通番号）

違憲訴訟神奈川



原告募集



◆マイナンバー制度（共通番号制度）が、1月1日から運用開始されました。多くの問題を抱えたままの開始は周知や準備不足が露呈され、課題が浮き彫りになるなど、制度への不安は払拭されていません。これから私たちの大切な個人情報が税務や社会保障（年金、雇用保険、医療・介護保、福祉・生活保護）など各分野でマイナンバーに紐付けされ管理されていくことになります。

◆初期投資だけで3000億円、運営費などに毎年数百億円がかかり、巨額の税金が投入されます。この膨大なコストに見合う効果や利便性は望めません。今後、民間への利用拡大が進めば、様々な情報の紐付けによってプライバシーが丸裸になるだけでなく、情報漏えいやなりすましなど取り返しのつかない被害を受けてしまいます。さらに秘密法、戦争法が成立した社会において情報の一元管理による「監視国家」のインフラとなり、治安管理に利用されてしまうことも十分考えられます。

◆本人の同意なく収集・利用されるマイナンバー。プライバシー侵害にとどまらない、基本的人権をも侵害する制度で、プライバシー権（自己情報コントロール権）、人格権を保障する憲法第13条違反です。

◆私たちは番号で管理されることを望まないし、そうした社会も望んでいないことを、訴訟を通じて広く訴えていきたいと思います。昨年12月1日、東京、大阪、仙台、新潟、金沢が先行して一斉提訴しました。愛知、福岡も提訴準備中です。神奈川も3月中に提訴することにしました。ぜひ原告になってください。なお、原告になるには、申込書のほか、後日お送りする委任状の送付と原告参加費用1万円の支払が必要です。申込の提出は2月末日までにお願いします。

●呼びかけ：マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川準備会（中森 045-788-0838）

***** 原告参加申込書 *****

馬車道法律事務所あて（FAX：045-662-4831）

（郵送の場合　〒231-0011　横浜市中区太田町4-55　横浜馬車道ビル6階）

私は裏面のQ & Aを読み、内容を了解したうえで、原告になることを申し込みます。

(申込日) 年 月 日

★お名前^(ふりがな)：

★ご住所：〒

★電話（携帯OK）：

FAX：

★メールアドレス：

★ご連絡方法：以下の(1)か(2)か、どちらかに「○」をつけてください。

(1) メール

(2) 郵送希望原告に登録

***** マイナンバー違憲訴訟のQ&A *****

Q1 訴訟で何を求めるのですか？

A 日本の裁判制度では、マイナンバー制度自体の廃止を求ることはできません。そこで、個人のプライバシー侵害を問題として、
① 原告の個人番号を収集、保存、利用、提供してはならないこと
② 原告の個人番号（マイナンバー）の削除
③ プライバシーが危険にさらされた精神的苦痛に対する慰謝料として11万円を求めます。

Q2 誰でも原告になれますか？

A はい、マイナンバーの通知がされる方であれば、誰でも原告になることができます。20歳未満の方は、訴訟手続上、親権者の方による委任状の記載が必要になりますので、弁護団事務局にご相談ください。

Q3 原告になったら、裁判所から呼び出されたり、法廷に出ないといけませんか？

A そういうことはありません。この裁判は民事訴訟ですから、裁判の内容は弁護団にすべて委任できます。そのために、裁判所に提出する委任状に署名、捺印をしてください。

Q4 原告になった後、何をすればよいのですか？

A 裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ訴訟の傍聴にお越しください。ただ、傍聴は義務ではありません。

Q5 原告参加費用は何に使うのですか？

A 原告参加費用の1万円は、第一審の裁判所に提出する訴状に添付する印紙代やコピー代その他訴訟を遂行するための経費に充てられます。

訴訟提起後に原告団をやめられても、原告参加費用はお返しできません。ご了承ください。

Q6 原告にはなれないけど、他にできることはありますか？

A あります。訴訟は印紙代の他にも印刷費をはじめとする諸経費が多くかかります。カンパにご協力ください。傍聴にも来てください。

Q7 訴訟の進行状況はどのように分かるのですか？

A 訴訟の進行や開廷期日の連絡などを、メーリングリストで行う予定です。表面の原告参加申込書に、メールアドレス（携帯でも可）の記入をお願いします。

Q8 メールアドレスを持っていませんが、連絡はしてほしいのですが。

A メールでの連絡ができない場合、「郵送希望原告」に登録していただくことができます。郵送希望原告には、裁判期日などの節目の重要な連絡をお送りします。

★原告参加費用は1万円です。

3月以降、委任状と振込み口座番号を郵送します。
1万円の振り込みと委任状を提出してください。

